

平成30年第12回日高市農業委員会議事録

開催月日	平成30年12月25日(火)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時20分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	出席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	欠席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主査 大森 充浩 主事 榊 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第49号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 議案第50号 農用地利用配分計画(原案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

<p>議 長</p>	<p><b>日程第1 議事録署名委員の指名</b></p> <p>これより、本日の会議に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は11番、12番にお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>7 番</p>	<p><b>日程第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について</b></p> <p>日程第2 議案第48号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の7番より申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>先日、現地確認をしました。現在はお茶畑になっており、きれいに管理されていました。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>譲渡人は譲受人の父親です。譲受人は、鶴ヶ島市で茶園を経営しており、鶴ヶ島市内のホームセンターや直売所へ茶葉を出荷しているほか、自宅でも販売しています。</p> <p>譲受人の所有する農地が鶴ヶ島市と川越市にあるため、鶴ヶ島市農業委員会、川越市農業委員会へ農業経営状況を聴取しました。所有する農地は全て茶の栽培を行っているとのこと。また、日高市内の所有地についても茶の栽培をしています。</p> <p>申請の目的といたしましては、譲渡人が高齢であり体力が衰えてきたことから、後継者である譲受人に農地を贈与したいため、今回の申請に至っております。</p>
<p>議 長</p> <p>12 番</p> <p>事 務 局</p> <p>12 番</p> <p>事 務 局</p> <p>12 番</p> <p>事 務 局</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>譲渡人の他の所有地については、贈与されないのですか。</p> <p>申請地以外の所有地についても贈与を考えていると聞いています。</p> <p>相続税対策で贈与するのですか。</p> <p>相続税対策という話はなく、譲渡人の体力的な問題から贈与したいとのこと。</p> <p>事業自体も譲受人に譲渡しているのですか。</p> <p>経営状況としては、譲渡人は軽作業のみを行い、譲受人が大半の作業をしているとのこと。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>日程第3 議案第49号 農用地利用集積計画（案）の決定について</p> <p>日程第3 議案第49号農用地利用集積計画（案）の決定について審議に入ります。日高市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により6番（推進委員）は退席願います。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
<p>事務局 議 長</p>	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の4番、3番、2番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>4番</p>	<p>現地確認をしたところ枯草状態でした。</p>
<p>3番</p>	<p>申請地は高萩小中学校の南側の土地改良をした農地です。申請地一体の北側は枯草状態であり、申請地はトラクターで整地されていました。</p>
<p>2番</p>	<p>大谷沢の申請地は国道407号線沿いにある運送会社の裏に位置します。1週間前にトラクターで耕運されていました。</p> <p>馬引沢の申請地は中沢のニチバンという会社の通りを飯能方面に向かって、信号から200mほど進んだ左側の土地です。こちらも1週間前にトラクターで耕運されていました。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。</p> <p>当該申請は、農地中間管理事業に基づく利用集積であり、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）が所有者から利用権の設定を受けて、その後、担い手へ貸付を行うものであります。また、貸付する担い手につきましては、次の議案にて審議となります。</p>
<p>議 長</p>	<p>申請地につきましては、筆数が多いため、事前に配布させていただいた案内図等でご確認いただきたいと思いますと思いますが、場所は高萩・中沢・大谷沢・馬引沢地区であり、所有者34名、筆数39筆、面積47,530㎡となります。</p> <p>まずは、農地中間管理機構への利用権設定につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長 委員</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認とすることよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。6番（推進委員）入室してください。</p>
<p>事務局 議 長</p>	<p>事務局より2番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の8番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>8番</p>	<p>申請地はもくせい通りを南に進み、中沢製作所の近くに位置します。東側の申請地は耕運されており、申請地南側に農機具を置く物置があり、西側に柿の木が数本あり、その周りは草地でした。西側の申請地は傾斜がある土地でネギ、大根が作付けされていました。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。</p> <p>はじめに、農地利用集積円滑化団体について説明します。農地利用集積円滑化団体は農地の効率的な利用、集積の促進のため、設立される団体です。市町村、農協、土地改良区などが農地利用集積円滑化団体になることができます。今回は農地所有者代理事業としているま野農業協同組合が土地所有者に代わり、借受人の選定等を行っているため、農地利用集積円滑化団体として申請に至っております。</p> <p>次に借受人について説明します。借受人は現在、秩父市に住所を持つ農地所有適格法人「株式会社〇〇〇〇〇」の構成員であり、秩父市でブドウ、日高市でネギの栽培を行っております。</p> <p>個人の経歴については、平成 28 年 3 月に埼玉県農業大学校を卒業し、秩父市担い手育成塾へ入塾、今年の 3 月に卒塾しております。また、秩父市にて平成 29 年 7 月に認定新規就農者として認定されましたが、今年の 6 月に農地所有適格法人を設立する関係で、個人としての認定を取り消し、法人として認定されております。</p> <p>市の方針では、農業大学校、担い手育成塾を経て、1 度、就農者として認定されていること、また、法人の構成員として順調に経営していることから、個人としても農業経営を行えるものと判断されております。</p> <p>なお、栽培計画では年間 150 日ほど従事し、父親とネギの栽培をする計画となっております。</p>
<p>議 長 12 番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>「株式会社〇〇〇〇〇」の構成員であれば、法人で借りることができないのですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今回の計画は、父親と一緒に農作業をする計画であるため、個人での申請となります。</p>
<p>12 番 事 務 局</p>	<p>確認ですが、農協は土地所有者から申請手続きまで委任されていますか。</p> <p>はい、委任されています。</p>
<p>12 番 事 務 局</p>	<p>借受人が実際に住んでいるのは秩父市ですか。</p> <p>秩父市に住んでいますが、週に数日、日高市に通っているとのこと。</p>
<p>6 番（推進委員）</p>	<p>以前、借受人の法人から依頼され現地確認をした別件の利用集積計画はなくなったのですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>現在、土地選定等を行っている状況です。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。</p>

<p>議 長 事 務 局 議 長</p>	<p>事務局より 3 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 9 番並びに 11 番より申請地の状況について説明をお願いします。</p>
<p>9 番</p>	<p>1 件目の申請地は鹿山の小峰動物病院の近くです。現在はトラクターで耕運している状態でした。2 件目の申請地は県道川越日高線の飯能生コンの北側に位置します。草の管理はされていますが、多少、伸びている状態でした。</p>
<p>11 番</p>	<p>22 日に現地確認をしました。申請地は県道川越日高線の埼玉女子短期大学の北側に位置します。3 件目の申請地は耕運されていました。4 件目の申請地は 3 分の 2 ほどは耕運されていましたが、それ以外は多少草が生えている状態でした。どちらの申請地も今すぐ耕作が可能な状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。 申請人は、川越市に所在する農地所有適格法人です。経営地については、川越市、東松山市、日高市にて農地を借り入れており、小松菜、ほうれん草、人参、ごまなどを栽培しています。日高市では主にごまを栽培しています。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>生産した野菜については、同系列の産直グループこだわり村という会社で経営する県内 5 店舗を構える「有機の里」という店舗で販売しております。また、所沢市内で、自然食ビュッフェレストランも経営しております。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>申請地は申請人の経営地に近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としているものです。</p>
<p>議 長 7 番</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 前回借りた土地の一部が今年、耕作していませんでしたが、追加で借りて大丈夫ですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>今年は耕運のみとなった土地もありますが、来年は全ての借受地を耕作すると聞いております。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>いうことよろしいでしょうか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p><b>日程第 4 議案第 5 0 号 農用地利用配分計画（原案）の決定について</b> 日程第 4 議案第 5 0 号農用地利用配分計画（原案）の決定について審議に入ります。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>先程、承認を受けました農地中間管理機構が利用権設定を受けた農地につきまして、貸付をする担い手が議案の借受け希望者となります。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>配分計画は、農地中間管理機構が借受けた農地について、その農地を借り</p>

	<p>たいと希望を申出た者に配分するものです。法律に基づき農地中間管理機構が希望者へ配分する計画について、農業委員会に意見を求めるものです。</p> <p>はじめに、借受人Aについてですが現在、中沢地区の農地を借りて、小麦を栽培しています。今回、高萩地区の農地を新たに借り入れ、経営規模を拡大するものです。</p> <p>次に借受人Bですが、川越市、川島町に農地を所有しており、約15年前からふじみ野市、飯能市、日高市にて作業受委託を受けて土地所有者に代わり米を作付けしていました。</p> <p>今回、公的機関である農地中間管理機構を通じた契約にメリットを感じたため、申請に至っております。</p> <p>農地利用配分計画につきまして、計画内容のとおりでよろしいか、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	質疑がありましたらお願いします。
12番	借受人Bはこれだけの面積を一人で耕作できますか。
事務局	経営実績や農業経歴などから可能であると思われます。
3番	補足説明として、借受人Bは大規模な農地でも対応が可能な農機具を所有しているので面積が大きくても、個人で耕作ができるものと思われます。また、借受人Bは、現在、富士見市に本社を持ち、約15人の従業員がいるとのこと。今後、大豆や里芋を栽培する計画があるとのこと。
3番	借受人Aの事業内容を教えてください。
事務局	平成18年11月に設立され、富士見市、川越市で土地を借りています。主な事業としては稲、野菜の苗を農協の組合員、直売所等に販売しています。
3番	農地中間管理機構は、借受人Aについての情報を把握していますか。
事務局	農地中間管理機構が配分計画を作成するので、借受人Aの情報は把握していると思われます。
3番	今回の集積について、公的機関が仲介しているのですか。
事務局	借受け希望者から市へ土地を借りたいという相談があり、借受地の選定、土地所有者との交渉を行っています。申請手続きのみ農地中間管理機構が関与しています。
議長	質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。
	<b>日程第5 専決処分の報告について</b>
議長	日程第5 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印